

へき地患者輸送車（艇）運行事業

1 目的

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、へき地患者輸送車（艇）でへき地の患者を最寄り医療機関まで輸送することにより、へき地における住民の医療を確保する。

2 補助対象及び補助金交付額の算定方法

(1) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額から患者負担額を控除した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額

(2) 病院又は診療所の開設者

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額から患者負担額を控除した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額

1 基準額	2 対象経費
1 か所あたり次により算出された額	へき地患者輸送車（艇）の運行に必要な次に掲げる経費
(1) 患者輸送車 1 か所あたり 765,000円	職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当
(2) 患者輸送艇 1 か所あたり 1,289,000円	報償費 旅費 消耗品費 借料及び損料 社会保険料 雑役務費（修繕料） 燃料費 委託費